

# ソフトセルロース利活用技術確立事業（新規）

【 3 , 2 3 7 ( 0 ) 百万円】

## 対策のポイント

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表に基づき、食料と競合しない稲わら等のソフトセルロース系原料からバイオ燃料を生産する実証事業を実施し、バイオマスの利活用を推進します。

（ソフトセルロース系原料とは）

ソフトセルロース系原料とは、稲わら、麦わら、もみ殻等の草本系バイオマスのことです。食用として利用できない部分を使うので、食料との競合の問題がありません。2030年に180～200万キロリットルのバイオ燃料を生産できる可能性があります。

## 政策目標

ソフトセルロース系原料や資源作物を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（2030年頃に600万キロリットル）

< 内容 >

### 1. モデル地区での技術実証

ソフトセルロース系原料からバイオ燃料を製造する実証設備を整備し、原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車等の走行の技術実証に対する支援を行います。

具体的には、以下の活動に対して助成を行います。

バイオ燃料製造設備の整備

原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車等走行の技術実証

### 2. 有識者委員会の運営及びモデル地区の管理

バイオ燃料製造等のバイオマスの利活用に知見を有する民間団体において、モデル地区の選定及び管理を行います。

具体的には、民間団体によるモデル地区の選定、管理、評価や地方公共団体等への情報提供に対して助成を行います。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 民間企業、研究機関、農業団体、地方公共団体等
2. 補助率 < 内容 > の 1 の : 定額 ( 1 / 2 相当 )  
< 内容 > の 1 の 及び 2 : 定額
3. 事業実施期間 平成 2 0 年度 ~ 平成 2 4 年度

[ 担当課 : 大臣官房環境バイオマス政策課 ( 0 3 - 3 5 0 2 - 8 4 6 6 ( 直 ) ) ]